

経営会議の内容

件 名	不育症治療への公費助成について
所 管 部	こども部
日時・場所	平成２３年８月４日（木） １５：５０ ～ １６：１５ 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、こども総務課長
提 出 理 由	少子化対策として、不育症治療に係る経費の一部について公費による助成を行いたいため
会議経過	【主な意見等】 ・ 助成を受けるには、あらかじめ決められた医療機関で受診しなければならないのか。 （所管部）不育症の検査及び治療は、きわめて専門的な内容であるため、厚生労働省不育症研究班に所属している医療機関のほか、一定の基準（妊娠から出産までを扱っている医療機関など）を満たしている医療機関での受診を助成の対象とする考えである。 ・ ３０万円を助成限度額とした根拠は何か。 （所管部）先行自治体の助成額と民間団体のアンケートにおける平均的な患者の負担額を参考として、３０万円とした。
会議結果	案のとおり、進めていく。